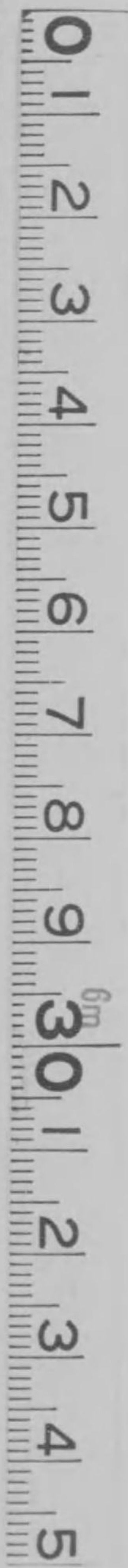


393

294

公債の証



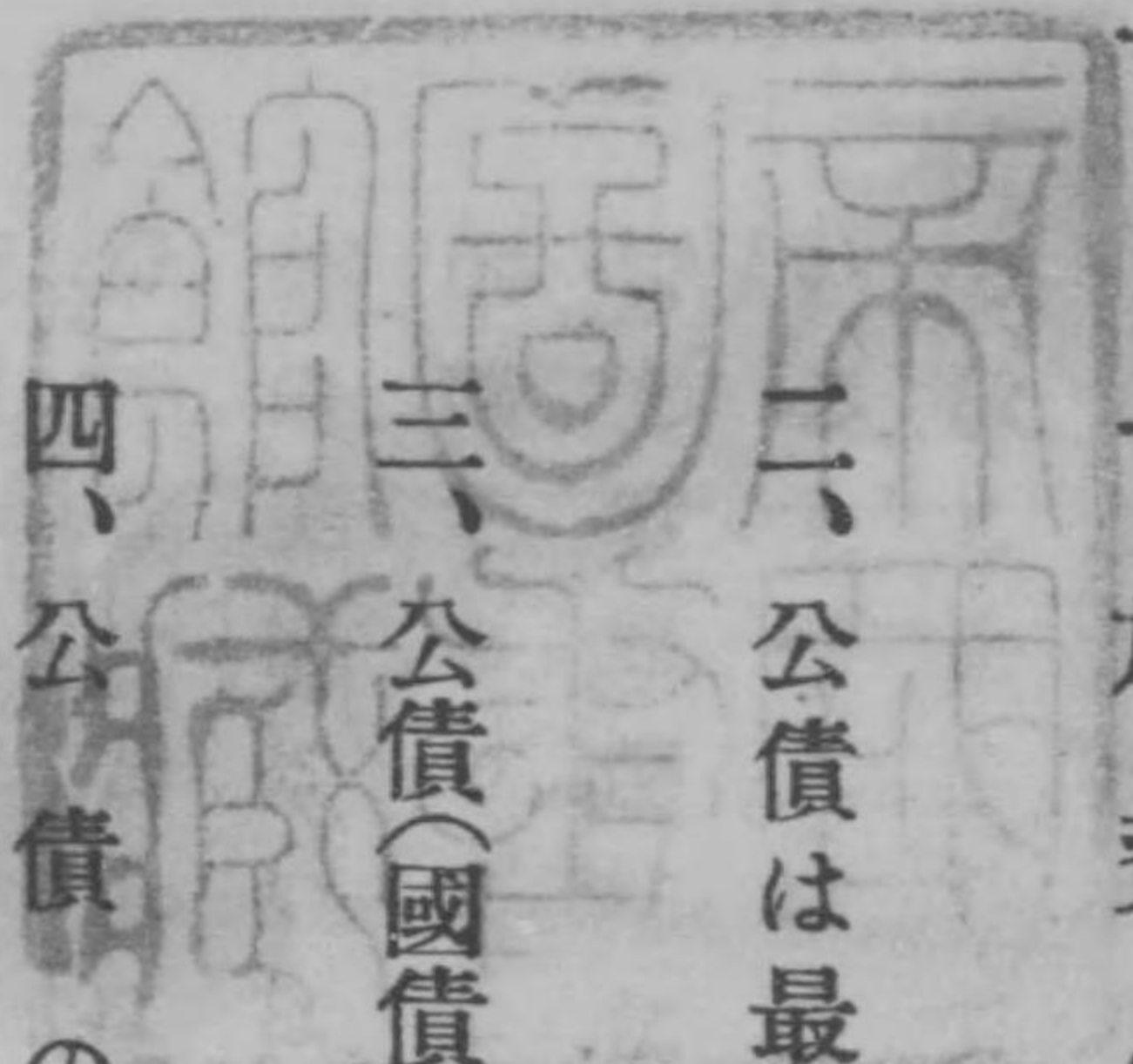
始



公債  
の  
話



393-294



公債の話

- 一、放資の撰擇
- 二、公債は最良の放資
- 三、公債(國債)とは何か
- 四、公債の特典
- 五、公債の賣買

り  
ん

- 六、公債應募の手續
  - 七、公債元利金の支拂
  - 八、公債保管方法
  - 九、外國債の取扱
- 附  
主要内國債一覽及國債現在高



五、公債の賣買

四、公債の特典

三、公債(國債)の利便

二、公債の量具の対資

一、対資の對照

主要内閣第一號國債與高

六、代國債の取付

八、公債貯蓄式

十、公債元利金の支辨

六、公債利息の手續

公債の種類

一、放資の撰擇

金を儲ける事は可なり困難であつて相當の努力を要する、故にかくして獲た金を其儘ムザムザ費ひ果すべきでない、必ず吾人は消費を節約し他日の必要に備ふべきである、併し實際儲けた金を浪費せずして之を蓄積する事は一層困難であつて其上に克己を要する、従つて貯蓄は夫れ丈で一の美德といはねばならぬ、さり乍ら貯蓄だけでは未だ充分でない、吾人は更に進んで之を適當に放資し之を有利に運用し以て自己及社會の福祉を計る必要がある、富を獲、富を蓄積することは未開人と雖之をなすが、放資に至りては文明人に限りて初めて之をなす事が出来るので富の運用

は文明人の一特色である、醜て我國の現状を見るに、歐洲戰爭に依りて味を占めた「成金氣分」は未だ國民の腦裡を去らず動もすれば一攫千金を夢み堅實なる事業を捨て、投機思惑に走らんとする傾向があつて、奢侈浪費の風が一般に瀰漫してゐる様である、然るに歐洲各國は戰爭に因る疲弊甚だ大なるものあるにも拘らず國民は克く協力一致し眞劍味を以て改造事業に當りつゝある狀況は誠に目覺しきものがある、實に彼我國民はその緊張の程度に於て雲泥の差があるといはねばならぬ、もし此の如き狀態で推移したら我國の物價は却つて騰貴し國民生活は日に苦しく結局我國は戰爭中に築き上げた經濟上の地位を失ひ、其間に蓄積した、四十億圓の國富も日ならずして消盡して仕舞ふこ

と火を賭るよりも明である、かくては所謂五大國の一たることも空名に止まるものといはねばならぬ、此點から見ても國民が速に迷夢より醒め從來の浮華輕薄の風を去り、堅實質朴に歸り舉國一致國運の發展と國利の増進とに努力するは極めて必要なことで、吾人が「消費の節約」を叫び「購買力の保存」を宣傳する所以である。

富の運用方法には種々あつて之を資本として商賣を營むことも出来る、土地を購ひ家屋を建築することも固より不可でない、併し之等の放資方法は誰でも出来るものでない、資金も相當纏つてゐなくてはならぬし、又相當其道にも通じて居なくてはならぬ、又株券や社債を買つたり、他人に貸金をすることも必ずしも悪くはないが、相手方の信用を

餘程良く辨へぬと飛んだ損失を招く場合がある、銀行や郵便局への預金は一番簡單ではあるが利廻りが良くない、於此乎必ず何人にも出来る安全有利な放資方法如何」といふ問題が起つて来る、吾人は之に對して直に「公債なり」と答へ而して之を推奨したのである。

## 二、公債は最良の放資

思ふに理想的放資としては(1)元本の安全(2)所得の確實(3)適當の利廻及(4)賣買の簡易の四要件を具備せねばならぬ。

(1)元本の安全が放資の第一要件たるは至極當然である他の條件がいかに完備してゐても元金が貸倒れとなりて

は何にもならぬ、利廻が良いの何のといつてもそれは元本の安全といふことを土臺としての話である、この事は三歳の兒童と雖知つて居るべき筈であつて而も實際は一廉の探算家すら往々忘れ勝ちな所である、かの不確實な事業に多額の投資をして結局元も子も失ふ人の相當に多いことは即ち目前の利益のみを觀て元本の安全を看過する人の少くないことを最も雄辯に語るものである、然らば元本の安全はいかにして求むるやと云ふに、こは要するに債務者の信用如何といふ問題に歸着する、従つて「公債(即ち國債)は國家の債務なれば元本の安全確實なること此上なし」とは云ふまでもないことである。

(2)所得の確實とは放資より生ずる所得(即ち利子)が豫め

定まれる時期に必ず生じ其金額も亦一定せること即ち所得の浮動しないことである、一定額の所得を基礎として生計を営み又は事業を經營せる者にとりてはこの要件が頗る重要であつて、これが保障されずば生活の安定、又は事業の根本が脅さるゝことになる、公債は此點に於ても比類なき優越性を持つて居る、即ち其利率、其元利支拂期日等は悉く法規を以て明確に規定せられ如何なる事情があつても其變更がないのである。

(3) 適當の利廻、併し右の二條件が完備して居つても其利廻が悪ければ敢て其放資を推奨するに當らぬかも知れないが幸ひ公債の利廻は相當に良好である、公債の利率は表面四分乃至五分に定められてあるけれども實際は大抵六

分以上に廻るので郵便貯金や銀行預金に比して相當に良好なる利廻といふ事が出来る、然るに世間には往々「公債は安全確實なれども僅かに四五分にしか廻らぬ」などいふものがあるがこれは單に公債の利率のみを見た誤解に過ぎない、成程公債の利率は低率になつてゐるがこれは單に額面に對する利子割合である、従つて額面以下で公債に應募し又は買入れる場合には利廻はこれよりも良好となるのみならず、償還の際には額面で元本を受取るから所謂償還差益を見ることゝなる、加之公債は一切の税金を免除せられてゐるからこれ等を加算すると、現在公債の利廻は遙に良好となり普通六分以上に當るのである。

(4) 賣買の簡易といふことも放資の一要件に數へらるゝ

即ち一朝資金が必要あるときには直に簡易に現金に換價せらるゝものでなくてはならぬ、然るに公債は國家の發行せるものなれば其信用厚く且利子も一定せるものであるから、其價格變動も少く何時でも損をせず處分し得らるゝ、この點に於て公債を持つことは現金を持つことゝ大差なしとも言へるのでこれ亦公債の優越性の一である。

### 三、公債(即ち國債)とは何か

廣く公債といへば府縣債や市町村債をも含むけれども普通に公債といふと政府の發行した公債即ち國債のみを指すことになつて居るが、かゝる公債(即ち國債)はいふまでもなく國家の債務である御承知の通り國家は内外百般の

政務を施行する爲に莫大の經費を要する、而してこれが爲には主として租稅其他の歳入を徵收して財政の收支を適合せしめてゐる譯であるがこれのみでは未だ充分でない或は戰爭其他突發の事件が起つたり、或は鐵道敷設とか道路擴張とかの大事業を遂行する場合には勢ひ普通の歳入のみによりて其經費を支辨して行く譯には行かぬ、かゝる場合には己むなく政府は公債を發行し必要の資金を調達するのである。

一口に公債と云つても其種類は中々多く初めての人には殆ど見當がつかぬが、今其大要を述べると次の通りである。

先づ公債は大別して内國債と外國債とに分つ、内國債と



は内國にて發行したもので従つて其元利金も内國で支拂はるゝものである、外國債とは倫敦、巴里、紐育、伯林等の外國市場にて發行したもので従つて券面も磅、法等の外國貨にて表示せられ元利金支拂場所も主として外國になつてゐる。

公債は又其發行方法によりて、割引發行と利札付發行とに分れる、割引發行とは公債を賣出するときに豫め全期間の利子を控除して發行するのであつてこれは極めて短期の公債に用ゐられる、之に反して利札付發行とは利子が毎年一定の時期に利札と引換に支拂はるゝものである。

#### 四、公債の特典

前述の如く公債は放資物として殆ど理想的要件を具備して居るが、政府は更に公債所有者に便利なる種々の制度を設け日本銀行亦政府の施設に策應し専ら公債の普及に努力してゐる、今其主要なるものを列挙すると

(1) 凡ての税金が掛らぬ、公債の享くる最大の特典は課税免除である、土地にしる株券にしる又預金にしる大抵は所得税其他の税金が課せられてゐるが、公債(割引發行のものを除く)に對しては何人が之を所有するも又何百萬圓といふ巨額を所有するも一切税金(相續税を除く)の負擔を免がれるから公債所有者の所得は「正味」の所得であるといはねばならぬ。

例へば最近發行の臨時國庫證券(を號)にしても五分利國

庫債券(む號)にしても、其の利廻は前者は現金應募が六分三厘、乗替應募が六分四厘五毛、後者にあつては六分三厘三毛となり、何れも「正味」の所得となるのであるが、今茲に或る法人が額面發行七分利付の社債に應募したとすると、元金百圓(即ち年利七圓)に就き、普通の場合でも第二種所得税三十五錢(七圓の百分の五)の外、其の純益配當に就ては更に配當所得税三十三錢五厘(六圓六十五錢の百分の五)を課せられることになるから、手取利子額は六圓三十一錢五厘の割合となり、其の利廻は實に六分三厘一毛に下ることになる、若し其の法人が超過所得を生じた場合には課税額は更に著しく多くなり、其の純益が資本金の一割以上に達した場合には超過所得税として、その上に二十六錢四厘(六圓六十五

錢の百分の四)、同じく二割以上に達した場合には六十六錢五厘(六圓六十五錢の百分の十)、又三割以上に達した場合には同じく一圓三十三錢(六圓六十五錢の百分の二十)、を課せられることになるから、其の利廻は更に一層悪くなる譯であつて、公債の所得税免除といふ特典は決して輕々に見逃してはならぬことである。

(2)日本銀行にては公債擔保貸出の場合に最低利率を課す、日本銀行が其取引先銀行へ貸出をする場合に公債を擔保とせる貸出には其公定歩合中の最低利率を課することになつてゐる、又一般銀行にても其取引先へ融通するに當り、公債を擔保とせる場合には貸出の利息は安く擔保價格は高く見積るなど最も有利な取扱をすることになつてゐる。

る、現在多くの銀行や保險會社が其資産の大部分を公債に投じてゐるのも主としてこの擔保力絶大といふ公債の特性に基くものである。

(3) 政府に對する各種の保證金には額面を以て受け入れらるゝことも亦擔保力を増加する所以である、即ち公債は其時價の如何に拘らず政府に對する契約保證、入札保證其他の擔保に入れる場合には凡て額面價格を以て受け入れらるゝのを原則としてゐる、例へば保證金百圓を納付すべき場合に四分利公債でも其時價に拘らず額面百圓丈(時價八十圓以下)を納めれば良い事となつてゐる、かゝる有利なる取扱は唯公債のみが有する特權であつて他の社債券、株券等に優れる點である。

(4) 公債には期限の異なるもの並に額面の大小種々あること、公債は前に述べた様に其種類多く、従つて其期限も短きは數年より永きは數十年に亘り各自希望通りのものが得られる、又證券の額面も小は二十五圓券より大は一萬圓券までこれ亦各自希望の通りである、且額面種類は所有者の希望によりて日本銀行にて何時にても無料にて交換せらるゝから自分の希望通りの期限で自分の希望通りの額面のもを容易に得らるゝ譯である。

(5) 租稅其他政府への納金並に郵便貯金へ其儘受け入れらるゝ、便宜、償還期の到來したる公債及仕拂期に達した利札は何れも現金同様に見られ其のまゝ金庫へ納入も出来るし又郵便貯金に預け入れも出来る。

(6) 賣買の便宜、東京、大阪には國債市場あり、日々の相場を公定し、國債仲買人があつて僅少の手數料で賣買の委託に應じてゐる、又日本銀行本支店、代理店及派出所では何れも無料で公債賣買の取次をしてゐる、故に全國到る所で容易に公債の賣買が出来る譯で、一朝必要あるときには即座に公債を賣却することが出来る様に仕組まれてある。

(7) 安全に保管の出来ること、公債し所有者は、僅少の手數料で日本銀行、郵便局等へ保管を依頼することが出来るのみならず、登録といふ便利な制度があつて公債の安全を計つてゐるから自ら之を保管して日夜火事や盜難の心配をする必要はない。(後節參照)

(8) 元利金受取場所の多きこと、公債の元利金は全國各

地に散在せる日本銀行本支店、代理店、派出所は勿論のこと、到る所の郵便局にて之を取扱つて呉れる、且つ主要な銀行では之を其儘預金に受け入れることとなつてゐて諸種の點に於て到れり盡せりである。(後節參照)

## 五、公債の賣買

公債は安全有利なる好放資物であるとしても之を買つたり賣つたりするのに手數が掛り手續が面倒であつては何にもならぬ、實際世間には公債を賣り買ひしたいが何處で何うして賣買するのか不案内の方が少くない様である、依て次に「公債は誰でも容易に賣買が出来ることを」お話し致したい、公債を買ふのに二つの方法がある、一は既に發行

せられた公債を買ふことで一は新しく發行せらるべき公債に應募することである、既發行の公債を購入するのは極めて簡単容易であつて、直接に東京又は大阪の國債仲買人其他の確實なる現物店より買入るか或は日本銀行本支店代理店派出所へ其旨申込まるれば無手数料で公債買入の取次をすることになつてゐる(賣却の場合も凡て之に準ず)又公債の賣買値段は從來正確な標準なく各店區々の相場を立てゝ居たが、昨年より東京及大阪の株式取引所内に國債市場を設け、毎日公債の賣買を行ひ日々公定相場を發表することゝなつた、株式日報を初め各新聞紙の相場欄内に國債取引又は國債市況として掲げられた相場が即ち此の公定相場である、此れは其日に賣買した公債の標準相場

標準相場  
得手高の  
鶴島字

であつて一名中値相場とも云はれる、従て公債を賣買せんとする方は此相場を標準として値段の適當なるか否かを判斷すれば大体間違はない、又公債は凡て「裸相場」にて其價格を表示せらるゝことゝなつた、裸相場とは其値段の内に利子を含まない相場といふことである、即ち實際賣買の場合には表示値段の外に其公債の最後の利拂日の翌日から取引當日までの利子を支拂はねばならぬ、例へば六月一日に利拂のあつた四分利公債額面百圓を六月十五日に買入るゝ場合には、其價格(即裸相場)金八十圓ノ外、別に六月二日より六月十五日に至る十四日間の端數利子拾五錢をも併せて支拂ふべきである、これは一見甚だ面倒な様であるが、もし從來の如く右端數利子を含んだものを呼値とするど

きは、公債相場は利拂期の遠近によりて著しく差違を來らし、從て各種の公債の眞價を算出し其利廻等を比較するには一々端數利子を控除して計算せねばならぬ、これは極めて不便な事といはねばならぬ、ソコで歐米では公債社債は裸相場で表示することゝなつてゐる、我國にても從來は公社債ともに裸相場でなかつたが昨年來公債は裸相場となつたのであつて、有價證券放資が綿密になるに從つて漸次他にも及ぶものと想像せられる。

又己に郵便貯金をして居らるる人は郵便局を通じて公債を買入るる便法もある(詳細は最寄の郵便局にて問合せありたし)

注意 端數利子計算に就きては日本銀行調査局編纂「端

數利子計算表(丸善發行)を利用せられたし。

## 六、公債應募の手續

公債募集に現今二種の方法があつて、一は日本銀行にて一旦總額を引受け更に之を全國郵便局を通じて賣出するの、他は直接公衆から募集するものである、郵便局賣出しの公債に應募することは極めて簡單である、唯現金を持つて郵便局に行けばよい、何等の手續も要らぬ切手を買つたり端書を買つたりするのと大差がない、唯一つ注意すべきは公債賣出には期限があり、且各郵便局に割當額があるから「郵便局にて公債賣出し」の廣告を見れば至急賣切れぬ間に申込をなさねばならぬ、尤も郵便局で早く賣切れた場合は上級局より取寄せすることも出來、又田舎などでは割當額

が少ないから多數に入用の場合には豫め注文して置けば大概注文通りに得られやう、直接募集の場合には次のやうな手続を経なければならぬが日本銀行或は取次店(銀行株式店)に就て申込をして置けば譯はない。

(1) 應募申込、公債募集の廣告を見た時は締切期日迄に右募集を取扱ふ場所(日本銀行本支店代理店派出所全國郵便局並に應募取次の銀行又は株式店等)に應募申込書を提出し(用紙は取扱所に備付)之と共に

(2) 應募保證金を拂込む、應募保證金は申込額面百圓に就き五圓の割合の慣例になつてゐる(募入外れとなつた分に對する應募保證金は早速返戻する)

(3) 募入決定、若し右公債應募額が政府の募集額以内なる

時は應募申込額だけ公債を割當てらるゝ譯であるが、通常應募額は應募總額を超過するから、かゝる場合には日本銀行で適宜公債の割當をすることゝなる、これを募入決定といふ、募入決定に就いては確定した規則はないが從來の例によれば一萬圓以下といふやうな小額申込並に乗替應募(募集の際償還期の迫れる國債を以て拂込に代用し應募すること)に優先權を與へる場合が多い。

(4) 募入通知、募入決定次第日本銀行本支店、代理店、派出所等は早速應募者に其申込公債の「募入高」及「募入外レ高」を通知する。

(5) 拂込、募入に決定した公債に對しては所定の期日に拂込をなさねばならぬ、尤も第一期は保證金を振替ねる例に

なつてゐる、第二期第三期の拂込の際には右領收證書に現金を添へて呈示すれば良い、此場合一寸注意すべきは發行價格の事である、即ち公債は額面(證券の表面金額)にて發行せらるゝことは稀で大抵は幾分低き値段で賣り出される、其賣出價格は其當時の金利其他の事情の如何により決定するので大抵貳參圓乃至五圓位の差額を以てし、假りに額面百圓に付き九十五圓二十五錢で發行せられたとすれば應募者は其の九十五圓二十五錢だけを拂込めば良い譯である、而して償還の際には額面通りの金額が拂戻されることとなるは云ふ迄もない。

拂込は必ず期日迄にせなければならぬ、勿論期日前に繰上拂込をなすことは差支へぬが反對に期日を後れると拂

込金百圓に就き四錢の延滞日歩を徴せられ且三ヶ月を過ぎるも拂込をなさざるときは従前の拂込金は政府に沒收せらるゝこととなるからかゝることのない様に注意せられたい。

(6)全額拂込金額收證、は本證券と全様のものであるから其儘政府に對する保證金に代用出来るのみならず、普通貸借の擔保としても本證券と全様に取扱はるゝものである。

(7)本證券交付、併し全額拂込済後は日本銀行では出来る丈速に本證券を發行する様になつてゐるから右引換の通知あり次第拂込金額收書引替に本證券を受取る事が出来る。



## 七、公債元利金の支拂

公債は期限付の債務である、従つて國家は最初に規定したる一定の時期(即ち償還期)までに證券面金額を返却せねばならぬ、公債の利子は三月、九月、又は六月、十二月と各々年二回に利札引換に支拂はるゝものが多いが、近來は三、六、九十二各月の年四回が原則となつたそれだけ利息の上にて得である。

無記名證券の元利金を受取る場合には各支拂期日に證券又は利札引換に現金を受取るのである、公債元利金の支拂は日本銀行本支店、代理店及派出所は勿論全国各地の郵便局にても取扱ふことゝなつてゐるから便宜な處で拂渡

を受けがよい。

又各地の銀行で支拂期の券達せる無記名國債證券及利札は其儘預金に受入れるから、銀行と取引ある方は成る可く證券又は利札を銀行へ持つて行くのが最も便宜である

利札は相當長期に亘りて證券に附けてあるが、もし償還期以前に利札が盡きた時には、日本銀行本支店、代理店及派出所へ請求すれば無手数料で利札付の新券と交換が出来る。

無記名公債の證券及利札を滅失紛失した時は、本來其所有權を失ふべきものであるが、他に其證券又は利札を以て償還又は利子の仕拂を受けたるものなき場合に限り、日本銀行は元の所持人に元利金の仕拂をなすことゝなつてゐる。

る、但此場合には「其證券又ハ利札ヲ以テ償還又ハ利子ノ仕拂ヲ受ケタルモノアルトキハ其金額及仕拂日以後ノ利子ヲ辨償スル旨」を約せる契約書を提出せしめ、且日本銀行が適當と認むる保證人を立てるか若くは擔保品（公債に限る）を提供せしめてゐる、此事を「承認拂」と云ふ。

### 八、公債保管方法（保護預及國債登録）

公債は所有者からいへば國への貸金である、従つて其貸金の證文ともいふべき公債證券は大切に保存せねばならぬ、然るに各自の家庭には火災、盜難の虞あり又紛失毀損の危険も全くないとはいへぬ、故に万全の策としては出来る丈公債證券を手許に置かぬ工夫をすることである、而して

其方法に二種あり、一は證券を確實なる所に保護預とすること、一は日本銀行に國債登録をすることである。公債の保護預は日本銀行を初め其他主要なる銀行又は信託會社で極く低廉なる手数料で取扱つてゐる又郵便局でも保管の外元利金の受取方迄も代理してゐるから各々便宜な所に依頼すればよい。

次に公債の登録とは公債所有者の住所氏名並に所有公債の種類額面等を日本銀行備付の國債登録簿に記載して置くことで公債に關する權利を保全する最も確實なる方法である、即ち無記名公債の場合には所有權は證券に追隨し、従つて賣買讓渡等の場合には單に證券を引渡せばいゝので一般取引上極めて便宜であるが、其代りに若し證券を

滅失、紛失した場合には所有者は其権利を喪失することゝなるから見方に依りては頗る危険である(無記名公債に就きては公示催告の規定適用なし、唯一の救済法として承認拂の方法あるのみ)

又無記名公債が償還せられるときは官報、新聞に公告するのは勿論であるが、若し本人の不注意により其公告を見落したときは其儘となり終に元金が時効(十年)に罹る危険がないともいへぬ、利子も同様で利拂期より五年間に受取らないときは無効となるのである然るに登録國債にして置けば元金が償還せられるときは早速日本銀行から直接通知するのは勿論、若し元金や利子が時効に罹る虞あるときは豫め御注意するから安心して日本銀行に信頼すること

とが出来るのである、又登録國債を止めて無記名公債にしたい時には請求書を提出すれば何時でも自由に希望の無記名證券が受取れるのである、故に基本金や家督として公債を所有せらるゝ方は勿論、其他一般に永く公債を所有せらるゝ方にも公債の登録を御勧めする次第であつて日本銀行は無手数料で其取扱をすることゝなつてゐる。

國債登録に「甲種登録」「乙種登録」の二種あり、「甲種登録」は國債登録簿に権利者の住所氏名並に公債の種類額面等を記入するのみで全く證券を發行せざるもの「乙種登録」は更に記名の證券を發行するのである。

「甲種登録」は登録の本体であつて全然證券を發行せざるが故に亡失、紛失の問題が起らぬ、元利金を受取る場合には

豫め届出の印鑑を押捺せる元利金領收證を提出するのみである、「乙種登録」は普通の記名式社債、等と全様であつて記名證券を保管するの面倒はあれども萬一滅失紛失等の場合には届出後三ヶ月を待ち尙發見せざる時に代證券代利札を交付せらるゝ便がある、又元利金の支拂を受くる場合には證券及利札の外、別に所有者の署名捺印(印影)は豫め届出でたるものに限る)せる請求書を添ねばならぬ。

甲種登録と乙種登録とは孰れが公債所有者に取りて便利であるかと云へば勿論甲種登録に如くはないので、乙種登録は一寸考へると便宜な様であるが證券を自分で保管せねばならぬし、其他種々不便な點が多いから甲種登録の方を御勧めしたい。

登録國債の権利の移轉(即ち賣買、讓渡、相續等)並に権利の制限(即ち質權設定等)は凡て國債登録簿に之を記載することによりて有効に成立するのであつて、かゝる場合には關係者は「登録ノ變更」又は「質權ノ設定」を日本銀行に請求せねばならぬ、日本銀行は之により登録簿に夫れ夫れ記入し其旨を關係者に通告することゝなつてゐる。

甲種登録國債は證券を全然發行しないが、甲種登録國債の謄本は所有者の請求あれば無手数料で何時でも交附することになつてゐる。

無記名公債を登録せんとする方は日本銀行本支店、代理店及派出所へ登録請求書(用紙交付ス)に印鑑二葉を添ねて申込み、同時に將來元利金を受領すべき場所(日本銀行本支

店代理店及派出所又ハ各地郵便局を指定すればよい、甲種登録の場合には手續が完了すれば甲種登録國債登録濟通知書を御送りする此れは單なる通知書であつて證書でも證券でもない、唯其内に公債の種類金額及登録番號があるから此等はよく記憶して置く方が便宜である、登録國債を無記名證券とせんとするとき、甲乙兩種登録を變換せんとするとき、又は登録國債を質入其他擔保に供せんとするとき等は何れも豫て届出ある印影を押捺せる請求書を提出せねばならぬ、かく登録國債は専ら印鑑によりて取扱をなすもの故若し印章を紛失改印するとき並に住所氏名の變更等の場合には即刻日本銀行に届出で間違の起らぬ様豫め注意せねばならぬ。

## 九、外國債の取扱

外國債は外國に於て發行せられた我國債であつて外國人の所有せるもの多き關係上外國で元利金の支拂を受けらるに便宜な點多く、従つて内地で我外債を所有するには幾分内債と其趣を異にして居る、從來我外國債の大部分は外國にあつたが、歐州大戰以來一方我國の富力頓に増加した結果、外國債を買戻す餘裕が出来たのと、他方外國に於ける公債の市價並に爲替相場關係から、之を内地市場に逆輸入することが採算上有利となつたのとで續々外國債が内地市場に流れ込んで來て、現今では非常な巨額に達して居る、従て今日では何人も多少外國債に就きての智識を持た

ねばならぬことゝなつた、左に外國債につきて述べたいと思ふ。

(1) 外國債の種類、現在發行せられてゐる外國債は第一回四分利付英貨公債第二回四分利付英貨公債第三回四分利付英貨公債第一回四分半利付英貨公債第二回四分半利付英貨公債、五分利付英貨公債、四分利付佛貨公債及佛貨國庫債券の八種である、但此他に關西及南滿兩鐵道會社々債を承繼せるものあり、英貨公債は倫敦、巴里、紐育、伯林等で發行せられ、公債の金額は原則として英貨で表示せられ又佛貨公債は巴里にて發行せられ其額面は佛貨(即ち法)にて表示せられてゐる。

(2) 外國債の元利金支拂

外國債の元利金は發行地にて

支拂はるゝのが普通であるが其他の場所にて仕拂ふときは其支拂地の通貨と證券又は利札面の通貨と異なるから、實際に於ける換算價格は豫め一定せるものと、其當時の爲替相場に依りて決定するものとの二種がある、即ち前者は兩地間爲替相場變動の危険を政府が負擔し、後者は公債所有者が之れを負擔するのである、又外國債の中には我國(日本銀行本支店)に於ても確定率又は當時の爲替相場を以て元利金を支拂ふものがある。

今本邦にて元利金の支拂を爲し得る公債の換算率利子仕拂日等を示せば左の通りである。

名	稱	据置期限	償還期限	仕拂期	利拂子	換算率
一、第三回四分利付英貨公債		大正九年五月卅一日迄	大正五十九年六月一日迄	六月一日	本邦支拂場所	仕拂期日ニ於ケル倫敦宛爲替相場
一、四分利付佛貨公債		大正九年五月十四日迄	大正五十九年五月十四日迄	五月十五日	同上	二百五十八法ニ付百圓
一、五分利付佛貨國庫債券			大正十二年五月一日迄	五月一日	同上	同上

以上三種の公債は規則上では東京の日本銀行本店のみが支拂店となつてゐるけれども近來は全行各支店でも便宜支拂ふことゝなつた。

以上の外の外國債は横濱正金銀行、第一銀行、住友銀行等の外國爲替を取扱へる銀行並に藤本ビルプロカー銀行等の外國債を取扱へる銀行で交渉すれば支拂地宛の爲替相場で買取るか、又は取立の依頼に應ずるから容易に元利

金を得らるゝ譯である、此等の外國債の名稱、償還期限、利子支拂期等を示せば左の通りである。

名	稱	据置期限	償還期限	利子支拂期	主タル支拂場所
一、第一回四分利付英貨公債		明治四十一年十二月卅一日迄	大正四十二年十二月卅一日迄	六月三十日	倫敦(横濱正金銀行)
一、第二回同上		大正九年十二月卅一日迄	大正二十年一月一日迄	七月一日	同上
一、第二回四分半利付英貨公債		明治四十三年二月十四日迄	大正十四年二月十五日迄	八月十五日	同上
一、第二回同上		明治四十三年七月九日迄	大正十四年七月十日迄	七月十日	同上
一、五分利付英貨公債		大正十一年三月十一日迄	大正卅二年三月十二日迄	三月十二日	同上

(3)外國債購入の利益、外國債は表面の利率こそ四分、四分半又は五分であるが歐州大戰以來外國市場金融界の激變に伴ひ、其價格が下落したのみならず、爲替相場が(英貨で

いへば)戦前我畜圓に對して二志〇片八分ノ一を上下したの  
に近頃は二志六片餘になつた、換言すれば戦前九圓七十  
六(錢)法定比價)前後の價値のあつた磅は今や約八圓で買入  
るゝことが出来る様になつた、即ち夫れ丈、英貨公債を安く  
買へる様になつた、外國債の買入は之を國家の上から見て  
も外國に對する債務が夫れ丈減少し、従つて外債元利拂に  
依る正貨の流出を抑制することゝなるので、極めて望まし  
きことである。

四〇

要するに公債は最も安全確實且有利なる放資物なるの  
みならず政府及日本銀行は其の所有者の利益と便宜を計  
るに努めて居る、これは一方財政の運用を圓滑ならしめ國  
務の施行を容易ならしむる趣旨には相違ないが、他面又之  
により國民の貯蓄心を奨勵し其放資を容易にし、國民生活  
の安固を計らむとする方策の一とも解せられる、故に國民  
亦當局の施爲に相呼應し、浮華を去り、節儉に努め餘資は出  
來る丈公債に投じ以て自家の安全繁榮を計ると共に之に  
依りて更に國運の伸展、國富の充實に一臂の力を籍されむ  
こと希望に堪わぬ、故に吾人は謂ふ「國債放資は社會奉仕  
なり」云。



主要内國債一覽

名	稱	償還満期	利拂月
五分利公債	(雜五分)	大正五〇一六五年	三、九
五分利公債	(甲號五分)	同 五一一五二年	同
臨時事件公債	(特別五分利)	同 二四年	六、〇一二
第一回	四分利公債	同 五八年	同
第二回	四分利公債	同 五八年	同
鐵道債券	(五分利)	同 二〇一二年	三、九
五分利國庫債券		同 一〇一二年	同
臨時國庫債券	(五分利)	同 一一一五年	三、九、又ハ六、三、或ハ三、六、九、三

國債現在高 (大正十年六月末現在)

國債總額	三、九八五、二二五、〇〇〇
内國債	二、五六〇、八三八、〇〇〇
外國債	一、四二四、三八七、〇〇〇

御注意

公債ニ關スル御質問ハ日本銀行へ御照會アラバ喜ンテ御答へ致シマス

日 本 銀 行

本支店所在地

東京、大阪、門司、名古屋、小樽

京都、福島、廣島、函館、金澤

新潟、松本、熊本、秋田、松江

代理店及派出所

全國要地四百數十個所ニアリ

大 阪 支 店

393
294

終

